

議案第 6 号

朝来市介護保険事業計画等審議会条例制定について
朝来市介護保険事業計画等審議会条例を別紙のとおり定める。
令和 2 年 2 月 27 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に定める介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に定める老人福祉計画の策定等に係る調査審議等を行う附属機関として朝来市介護保険事業計画等審議会を設置するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市介護保険事業計画等審議会条例

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定等を行うため、朝来市介護保険事業計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定に関することのほか、必要な事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 被保険者
- (3) 医療関係者
- (4) 介護保険サービス事業所の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部高年福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議案第6号資料

朝来市介護保険事業計画等審議会条例逐条解説

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8規定する老人福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定等を行うため、朝来市介護保険事業計画等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

【解説】

朝来市介護保険事業計画等審議会の設置目的を定めるものです。3年を1期として定める介護保険事業計画及び老人福祉計画を一体として策定するため地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に定める附属機関として設置するものです。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、介護保険事業計画等の策定に関することのほか、必要な事項について調査審議し、及び意見を述べるものとする。

【解説】

審議会の所掌事務を定めるものです。市長の諮問に応じて介護保険事業計画等の策定に関すること、必要な事項について調査審議を行い、意見を述べるものです。

調査審議の主な内容は、介護保険事業計画及び老人福祉計画で定めることが必要とされている事項が、それぞれ介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8に定められていることから、それらに関連する事項について行います。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 被保険者
- (3) 医療関係者
- (4) 介護保険サービス事業所の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民

【解説】

審議会は、学識経験を有する者、被保険者、介護保険に関係のある者等のほか幅広く意見を求めるため第2項第6号において委員の一部を公募することとしています。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

【解説】

委員の任期について定めるものです。任期は、介護保険事業計画の計画期間である3年としています。ただし、委員の任期の特例を附則第2項において規定しており、最初の委員の任期は、令和5年3月31日までとしています。

欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とするものです。また、任期満了後も再度委員となることができることを定めるものです。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

審議会に会長及び副会長を置くことを定めるとともに、選出方法及び役割を定めるものです。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】

審議会の会議の開催に関する事項を定めています。

会議は、会長が招集することを規定しています。ただし、招集の特例を附則第3項で規定しており、最初の会議及び任期満了後の最初の会議は市長が招集することとしています。

会議は、委員の過半数の出席を成立の要件とし、議事は出席委員の過半数で決することとしています。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部高年福祉課において処理する。

【解説】

審議会の庶務を処理する担当課は、介護保険を所掌する高年福祉課において処理することとしています。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条例に定めるほか、審議会に関する必要な事項については、別に定めるものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(審議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例の施行後及び任期満了後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

【解説】

附則として、この条例の施行期日、審議会の招集の特例及び委員の任期の特例を定めるものです。